

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目2番1号
関東電化工業株式会社
代表取締役社長 **富田 芳男**

第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記により開催いたしますから、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成18年6月28日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月29日(木曜日)午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目2番1号
東京海上日動ビルディング新館11階 当社本店会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第99期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件
 2. 第99期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)連結貸借対照表および連結損益計算書報告ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 第99期利益処分案承認の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)の件
 - 第4号議案 取締役11名選任の件
 - 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
4. その他株主総会招集に関する決定事項
代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.kantodenka.co.jp/>)に掲載させていただきます。

営業報告書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、前半はIT・デジタル関連製品の生産調整等一部不安定な要素が見られたものの、企業収益の改善から引き続き設備投資が増加し、個人消費にも持ち直しの動きが見られるなど、緩やかながらも回復基調をたどりました。

化学工業におきましては、出荷は概ね堅調に推移したものの、原油価格の上昇に伴う原料価格の高騰によりコスト面では厳しい状況におきました。

このような情勢下におきまして、当連結グループは、「『変革と創造』に向かって」をキーワードとした中期経営計画に従い、国内外においてフッ素系製品の拡販に努めるとともに、渋川工場ソーダ電解事業から撤退するなど低採算事業の再構築を着実に実行いたしました。また、生産工程を含めて業務全般にわたるコスト削減を更に進めるとともに、将来の業績基盤とすべく、フッ素関連技術を生かした新規製品の開発・上市にも力を入れてまいりました。

この結果、当期の売上高は、基礎化学品事業部門は事業再構築により減少したものの、精密化学品事業部門のうちフッ素系製品の売上が、販売価格の低下を上回る販売数量の伸展により増加したため、387億35百万円と前期に比べ39億7百万円、11.2%の増加となりました。損益につきましては、経常利益は、44億30百万円と前期に比べ15億19百万円、52.2%増加しました。一方、当期純利益は、渋川工場ソーダ電解事業撤退に伴う「事業再構築に伴う損失」13億94百万円および水島工場基礎化学品事業の「減損損失」23億53百万円を特別損失に計上したため、90百万円と前期に比べ15億69百万円の減少となりました。

セグメント別の概況は、次のとおりであります。

基礎化学品事業部門

無機製品

か性ソーダは、原料価格高騰による値上げを実施したものの、渋川工場事業再構築により販売数量が減少したため、前期に比べ減収となりました。また、その他無機製品では、塩酸、塩化アルミニウムも同様に販売数量が減少したため、前期に比べ減収となりました。

有機製品

塩素系有機製品につきましては、トリクロールエチレンは、原料価格高騰に伴い販売価格を修正したため前期に比べ増収となりましたが、パークロールエチレンは、8月に渋川工場での生産を停止したため、前期に比べ減収となりました。その他有機製品は、シクロヘキシルアミン、ジシクロヘキシルアミンは、採算重視の方針で臨んだため販売数量が減少し、前期に比べいずれも若干減収となりました。一方、シクロヘキサン、シクロヘキサンは、合成樹脂用の需要が堅調で販売数量が増加し、前期に比べいずれも増収となりました。

以上の結果、基礎化学品事業部門の売上高は、106億85百万円となり、前期に比べ5億53百万円、4.9%の減少となりました。原料価格の上昇を販売価格に転嫁したこともあり、営業利益は、9億50百万円となり、前期に比べ7億45百万円の増加となりました。

精密化学品事業部門

鉄系製品

キャリアーは、需要の伸び悩みと新規ユーザーの立ち上がりの遅れにより、前期に比べ減収となりました。また、マグネタイトは、競争の激化により販売数量が減少したため、前期に比べ

減収となりました。鉄酸化物は、プラスチック着色剤等が増加したものの、道路用建材、電子部品用仮焼品等が減少したため、前期に比べ減収となりました。

フッ素系製品

半導体・液晶用特殊ガス類については、三フッ化窒素は、販売価格は低下したものの、用途先である半導体・液晶の生産が好調に推移したため販売数量が大幅に増加し、前期に比べ増収となりました。六フッ化タングステンも半導体生産の好調を受け、前期に比べ増収となりました。その他、六フッ化硫黄、四フッ化炭素、三フッ化メタン、八フッ化プロパンも、ITやデジタル家電の需要に支えられ、販売数量が増加し、前期に比べ増収となりました。その他フッ化物につきましては、五フッ化ヨウ素は撥水・撥油剤の需要増により、四フッ化ケイ素は半導体用絶縁膜の需要増により、販売数量が増加し、それぞれ前期に比べ増収となりました。また、電池材料の六フッ化リン酸リチウムは、電池需要の拡大により、前期に比べ増収となりました。また、新規製品では、高性能エッチングガス ヘキサフルオロ-1,3-ブタジエンおよび電解液の添加剤フルオロエチレンカーボネートを平成17年10月にそれぞれ上市いたしました。

以上の結果、精密化学品事業部門の売上高は、235億20百万円となり、前期に比べ16億83百万円、7.7%の増加となりました。販売数量の増加等により、営業利益は、50億60百万円となり、前期に比べ5億45百万円、12.1%の増加となりました。

その他事業部門

化学および一般産業用プラント建設は、設備投資が堅調に推移したことを受けて、増収となりました。

以上の結果、その他事業部門の売上高は、45億29百万円となり、前期に比べ27億77百万円、158.6%の増加となりました。営業利益は、2億99百万円となり、前期に比べ1億50百万円、100.5%の増加となりました。

(2) 企業集団の設備投資および資金調達の状況

設備投資の総額は、57億56百万円でありました。

その主な内容は、フッ素系製品の製造設備増強および研究開発設備増強などです。これらの所要資金は、自己資金により賄いました。

(3) 企業集団の対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、わが国経済は緩やかな回復基調をたどると期待されるものの、原燃料価格高騰や金利動向など不透明な要因もあることから、経営環境は楽観を許さない状況が続くものと思われます。

このようななか、当連結グループは、中期経営計画に従い、安定した高収益企業を目指して、コア事業であるフッ素系事業に経営資源を重点的に投入するとともに、低採算事業の収益改善を進めてまいります。また、研究開発体制を拡充させ、市場ニーズを先取りした新技術の習得と新規製品の開発を行う「開発型企業」を追求してまいります。同時に、有利子負債の削減による財務体質の改善と徹底したコストダウンにより事業環境を改善するとともに、人材の育成や現場力の強化により、社内外から信頼される企業文化を確立してまいります。

また、当連結グループは、企業は社会の一員であるとの基本認識に立ち、法令遵守はもとより企業倫理を励行し、株主・地域社会・顧客等ステークホルダーと良好な関係を築いていくとともに、化学物質を取り扱う企業として、環境・安全に対する情報の収集と伝達、技術力の向上などに注力し、環境・安全対策に万全を期してまいります。

(4) 企業集団および当社の営業成績および財産の状況の推移

企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区 分	第96期	第97期	第98期	第99期
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
売 上 高 (百万円)	32,713	35,075	34,827	38,735
経 常 利 益 (百万円)	3,301	4,374	2,911	4,430
当 期 純 利 益 (百万円)	1,201	2,193	1,478	90
1株当たりの当期純利益	20円39銭	37円63銭	25円13銭	2円21銭
総 資 産 (百万円)	42,322	45,583	46,724	50,326

- (注)・第96期、第97期は、フッ素系製品の販売増により、売上高、経常利益、当期純利益とも増加いたしました。
 ・第98期は、フッ素系製品の販売価格の低下等により、売上高、経常利益、当期純利益とも減少いたしました。
 ・第99期につきましては、前記(1)「企業集団の営業の経過および成果」に記載のとおりであります。

当社の営業成績および財産の状況の推移

区 分	第96期	第97期	第98期	第99期
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
売 上 高 (百万円)	29,440	31,298	30,310	31,975
経 常 利 益 (百万円)	3,169	4,205	2,424	3,801
当 期 純 利 益 (百万円)	1,135	2,111	1,213	446
1株当たりの当期純利益	19円17銭	36円14銭	20円53銭	8円25銭
総 資 産 (百万円)	38,747	41,370	41,376	44,190

2. 会社の概況 (平成18年3月31日現在)

(1) 企業集団の主要な事業内容

セグメント	主 要 製 品 等	売上高 構成比
基礎化学品事業	(無機製品) か性ソーダ、塩酸、次亜塩素酸ソーダ、塩化アルミニウム等 (有機製品) トリクロールエチレン、パークロールエチレン、塩化ビニリデン、シクロヘキサン、シクロヘキサン、シクロヘキシルアミン、ジシクロヘキシルアミン等	27.6%
精密化学品事業	(鉄系製品) キャリアー、マグネタイト、顔料等 (フッ素系製品) 六フッ化硫黄、四フッ化炭素、三フッ化メタン、六フッ化エタン、三フッ化窒素、ヘキサフルオロ-1,3-ブタジエン、八フッ化プロパン、六フッ化タングステン、四フッ化ケイ素、三フッ化塩素、八フッ化シクロブタン、五フッ化ヨウ素、六フッ化リン酸リチウム、フルオロエチレンカーボネート、排ガス処理装置(エポール)等	60.7%
その他事業	工場プラント建設、工場設備保全工事、保険代理店業務等	11.7%

(2) 企業集団の主要な事業所

当 社 本 店：東京都千代田区丸の内一丁目2番1号
 営 業 所：大阪支店、名古屋・福岡営業所
 工 場：渋川(群馬県)、水島(岡山県)
 研 究 所：機能材料・渋川・新材料(群馬県)、水島(岡山県)

子法人等 関電興産株式会社(東京都)、株式会社上備製作所(東京都、群馬県、岡山県)
 森下弁柄工業株式会社(三重県)、関東電化KOREA株式会社(韓国)
 台湾關東電化股份有限公司(台湾)

(3) 企業集団の従業員の状況

企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
715名	2名減

当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
562名	11名減	39.6歳	18.6年

(4) 株式の状況

会社が発行する株式の総数 200,000,000株
 発行済株式総数 57,546,050株
 株主数 7,180名(前期末比3,019名減)
 大株主の状況

株 主 名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	出資比率	持株数	出資比率
朝日生命保険相互会社	3,800 千株	6.60 %	- 千株	- %
日本ゼオン株式会社	3,500	6.08	1,096	0.45
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	3,258	5.66	-	-
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	2,083	3.62	-	-
株式会社群馬銀行	1,200	2.09	851	0.17
株式会社損害保険ジャパン	1,200	2.09	-	-
株式会社 A D E K A	1,098	1.91	625	0.61
ゴールドマン・サックス・インターナショナル	969	1.68	-	-
野村信託銀行株式会社(投信口)	924	1.61	-	-
日新火災海上保険株式会社	911	1.58	50	0.02

(5) 自己株式の取得、処分等および保有

取得株式		
普通株式	2,551 株	
取得価額の総額	1,190 千円	
処分株式		
なし		
失効手続きをした株式		
なし		
決算期における保有株式		
普通株式	9,901 株	

(6) 主要な借入先

借入先	借入金残高	借入先が所有する当社の株式	
		株式数	出資比率
	百万円	千株	%
朝日生命保険相互会社	3,100	3,800	6.60
株式会社群馬銀行	2,610	1,200	2.09
株式会社みずほコーポレート銀行	2,259	902	1.57
中央三井信託銀行株式会社	1,999	2	0.00
株式会社中国銀行	1,978	900	1.56
株式会社三菱UFJ信託銀行	1,566	-	-

(7) 企業結合の状況

重要な子法人等の状況

連結対象会社は下記5社であります。

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
関電興産株式会社	10百万円	100.0%	化学工業薬品の販売
株式会社上備製作所	120百万円	49.4%	化学工業用設備の製作販売
森下弁柄工業株式会社	27百万円	52.9%	鉄酸化物の製造販売
関東電化KOREA株式会社	200百万円	90.0%	フッ素化合物の販売
台湾關東電化股份有限公司	7百万NTD	100.0%	フッ素化合物の販売

企業結合の成果

当期の連結売上高は、387億35百万円と前期に比べ39億7百万円、11.2%増加いたしました。また、連結経常利益は、44億30百万円と前期に比べ15億19百万円、52.2%増加しましたが、連結当期純利益は、90百万円と前期に比べ15億69百万円減少いたしました。

(8) 取締役および監査役

代表取締役会長		水野正雄
代表取締役社長		富田芳男
専務取締役	経営企画部管掌、人事総務部、資材部担当	伊藤正明
専務取締役	技術本部長、新製品開発本部長	安藤秀樹
常務取締役	経理財務部、情報システム部担当	山口尚
常務取締役	営業本部長	岡野建一
常務取締役	経営企画部担当、経営企画部長	杉浦清
取締役	渋川工場長	成田馨
取締役	営業本部副本部長、精密化学品第3部長	山下史朗
取締役	水島工場長	川田秋穂
取締役	新製品開発本部研究・知的財産部長、新材料研究所長	高原
常勤監査役		青木敏彦
常勤監査役		岡野元春
監査役	日本ゼオン株式会社取締役会長	中野克彦
監査役	朝日生命保険相互会社取締役常務執行役員 資産運用統括部門長	横山誠

(注) 監査役青木敏彦、中野克彦、横山 誠は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

当該営業年度中の役員の異動

1. 退任 平成17年6月29日をもって、砂田知昭、西山義晴は取締役を、浅葉 稔は監査役を退任いたしました。
2. 就任 平成17年6月29日開催の第98回定時株主総会において、高 原は取締役に、横山 誠は監査役に新たに選任され、就任いたしました。

(9) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

当社および当社子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	29 百万円
上記合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	29 百万円
のうち当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	29 百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、の金額には証券取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

3. 内部統制システムの基本方針

当社は、平成18年3月22日の取締役会において、内部統制システムの基本方針について、下記のとおり決定いたしました。

(1) 業務運営の基本方針

当社では、以下の経営理念を経営の拠り所とします。

【経営理念】

会社の永遠の発展を追求し、適正な利益を確保することにより、株主、ユーザー、従業員と共に繁栄する企業を目指して豊かな社会づくりに貢献する。

これを実現するために、当社独自の技術と心のもったサービスでユーザーの期待に応え、誠意・創造性・迅速な対応・自然との調和をモットーに信頼される関東電化を築き上げる。

また、当社では、上記の経営理念を具体的行動に落とし込んだ以下の「行動指針」を日ごろの業務運営の指針とします。

【行動指針】

- ・お客様第一を常に考え、礼儀正しく、情熱をもって行動しよう
- ・法令、社内規程を遵守し、公明正大に行動しよう
- ・5S・PDCAを実行し、安全で働きやすい職場環境をつくりあげよう
- ・自己の研鑽と後進の育成に努め、仕事のプロフェッショナルを目指そう
- ・創造的な技術でお客様が安心して使用できる製品を創り出そう
- ・豊かな社会づくりのため、環境の保全・調和に努めよう

(2) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とし、社外弁護士も参加する「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置します。また、化学メーカーとして重要な課題である「環境・安全」関係の法令等については、それを専管する組織として、社長を議長とする「RC推進会議」を設置します。

コンプライアンスの推進については、「関東電化工業グループ コンプライアンス・マニュアル」を制定し、役員および社員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ、指導します。

また、当社は、相談・通報体制を設け、役員および社員等が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、人事総務部長、常勤監査役または社外弁護士等に通報（匿名も可）しなければならないと定めます。会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して、不利益な扱いを行いません。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、環境・安全リスクを専管する組織として、社長が議長である「RC推進会議」を設けます。下部組織として、「環境保安委員会」「品質管理委員会」「物流安全委員会」を設け、担当部門が専門的な立場から、環境面、安全・衛生面、製品安全面、物流面での監査を行います。また、各工場において、労働安全衛生マネジメントシステムの認証を受け、労働安全に取り組んでいきます。経理面においては、各部門長による自律的な管理を基本としつつ、経理部門が計数的な管理を行います。

当社は、リスク管理全体を統括する組織として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設け、有事においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたります。

なお、当社は、平時においては、各部門において、その有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減等に取り組むとともに、有事においては、「有事対応マニュアル」に従い、会社全体として対応します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行います。取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、全取締役が出席する常務会を毎月2回開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行います。また、社長以下役員取締役をメンバーとする経営戦略会議を設け、絞り込んだテーマについて、時間をかけて議論を行います。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画および各年度予算を立案し、全社的な目標を設定します。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行します。

なお、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、平成18年6月の株主総会において定款変更を行い、取締役の任期を1年に変更する予定です。あわせて、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会のチェック機能を強化するため、平成18年6月より、執行役員制を導入する予定です。

(5) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行います。

また、情報の管理については、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応します。

(6) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、当社企業グループ各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、コンプライアンス・リスク管理委員会がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制とします。また、グループ共通の「関東電化工業グループ コンプライアンス・マニュアル」を策定するとともに、相談・通報体制の範囲をグループ全体とします。

なお、関連会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行います。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいませんが、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行います。

(8) 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告します。

また、常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、コンプライアンス・リスク管理委員会や常務会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を読み、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとします。

なお、監査役は、当社の会計監査人である新日本監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていきます。

(注) 本営業報告書中に記載の数字は、金額および株数については表示単位未満を切り捨て、その他比率等は四捨五入により表示しております。

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当年度	前年度(ご参考)	科 目	当年度	前年度(ご参考)
	(平成18年3月31日現在)	(平成17年3月31日現在)		(平成18年3月31日現在)	(平成17年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	16,528	15,388	流動負債	19,445	18,817
現金及び預金	1,955	1,936	支払手形	1,099	1,341
受取手形	1,912	1,897	買掛金	2,829	2,850
売掛金	8,124	7,150	短期借入金	7,262	7,262
有価証券	49	49	1年以内に返済する長期借入金	3,512	4,040
製品	995	1,091	未払金	1,060	976
原材料	839	772	未払費用	953	910
仕掛品	1,440	1,236	未払法人税等	864	242
貯蔵品	550	536	設備関係支払手形	1,832	1,155
前払費用	91	52	その他	30	38
繰延税金資産	281	242	固定負債	10,874	9,816
短期貸付金	-	50	長期借入金	8,269	7,781
その他	297	382	繰延税金負債	493	-
貸倒引当金	10	9	退職給付引当金	1,834	1,809
固定資産	27,662	25,987	役員退職慰労引当金	212	226
有形固定資産	18,525	20,145	その他	65	-
建物	3,926	3,796	負債合計	30,319	28,633
構築物	1,290	1,619	(資本の部)		
機械及び装置	7,928	9,760	資本金	2,877	2,877
車両及び運搬具	44	51	資本剰余金	1,524	1,524
工具器具及び備品	2,052	1,731	資本準備金	1,524	1,524
土地	1,903	2,225	利益剰余金	6,448	7,300
建設仮勘定	1,379	960	利益準備金	436	436
無形固定資産	304	153	任意積立金	4,979	4,979
ソフトウェア	299	148	配当準備金	371	371
その他	5	5	別途積立金	4,608	4,608
投資その他の資産	8,832	5,688	当期末処分利益	1,032	1,884
投資有価証券	8,323	4,995	その他有価証券評価差額金	3,025	1,043
関係会社株式	259	216	自己株式	3	2
長期貸付金	21	22	資本合計	13,870	12,742
長期前払費用	28	31	負債・資本合計	44,190	41,376
繰延税金資産	-	229			
その他の	209	203			
貸倒引当金	9	9			
資産合計	44,190	41,376			

損 益 計 算 書

(単位：百万円)

科 目	当 年 度 (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)	前年度(ご参考) (平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで)
(経 常 損 益 の 部)		
営業損益の部		
売 上 高	31,975	30,310
売 上 原 価	23,314	22,689
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,246	5,449
営 業 利 益	3,414	2,170
営業外損益の部		
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	116	59
そ の 他	761	574
営業外費用		
支 払 利 息	284	306
そ の 他	206	73
経 常 利 益	3,801	2,424
(特 別 損 益 の 部)		
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	43	102
受 取 損 害 保 険 金	16	-
受 取 損 害 補 償 金	26	76
-	-	25
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	4,062	705
減 損 損 失	254	312
-	2,413	-
事 業 再 構 築 に 伴 う 損 失	1,394	393
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()		
法人税、住民税及び事業税	218	1,821
法 人 税 等 調 整 額	891	553
-	662	55
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 ()	446	1,213
前 期 繰 越 利 益		
-	1,651	873
中 間 配 当 額		
-	172	201
当 期 未 処 分 利 益		
-	1,032	1,884

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- 満期保有目的債券 …………… 償却原価法(定額法) を採用しております。
子会社株式及び関連会社株式 …… 移動平均法による原価法を採用しております。
その他有価証券
時価のあるもの …………… 決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。
(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
時価のないもの …………… 移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- 製品・仕掛品・主要原材料 …………… 総平均法による原価法を採用しております。
その他の原材料・貯蔵品 …………… 月別移動平均法による原価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

- 有形固定資産 …………… 定額法を採用しております。
ただし、精密化学品事業部門の「機械及び装置」は定率法を採用しております。
無形固定資産 …………… 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当営業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づいて計上しております。

数理計算上の差異は、各営業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌営業年度より費用処理することとしております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく基準額を計上しております。

この引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。ただし、ヘッジ会計の特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

当会計期間にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金の利息

ヘッジ方針

主に、金融市場の金利変動リスクへの対応手段として、権限規程に基づき、ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップを利用し、ヘッジ対象に係る金利変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にしてその有効性判定を行っております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

7. 商法施行規則第124条第3号に規定する時価を付したことにより増加した純資産額は3,025百万円であります。

8. 消費税等の会計処理 …………… 税抜方式によっております。

[重要な会計方針の変更]

固定資産の減損に係る会計基準

当営業年度より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これにより営業利益及び経常利益は290百万円増加し、税引前当期純損失は2,108百万円増加しております。

[貸借対照表注記]

- | | |
|------------------------------|-----------|
| 1. 関係会社に対する短期金銭債権 | 1,637百万円 |
| 2. 関係会社に対する短期金銭債務 | 1,683百万円 |
| 3. 有形固定資産の減価償却累計額 | 34,865百万円 |
| 4. 担保に供している資産 | |
| 有形固定資産 | 15,956百万円 |
| 投資有価証券 | 947百万円 |
| 5. 保証債務 | 454百万円 |
| 6. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。 | |

[損益計算書注記]

- | | |
|--------------|----------|
| 1. 関係会社との取引高 | |
| 売上高 | 6,419百万円 |
| 仕入高 | 4,089百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 2,621百万円 |

2. 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類
水島工場	基礎化学品 製造設備等	土地、建物、構築物、機械及び装置、 工具器具及び備品、建設仮勘定、その他

当社は管理会計上の区分を基礎として工場別に資産のグルーピングを行っております。上記資産は、営業活動から生じるキャッシュ・フローがマイナスと見込まれるため全額を減損損失(2,413百万円)として特別損失に計上いたしました。

その内訳は、土地320百万円、建物69百万円、構築物352百万円、機械及び装置1,550百万円、工具器具及び備品8百万円、建設仮勘定85百万円、その他24百万円であります。

なお、回収可能価額の算定は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能価額は零と算定しております。

- | | |
|------------------------------|-------|
| 3. 1株当たりの当期純損失 | 8円25銭 |
| 4. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。 | |

利益処分案

(単位：円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 利 益	1,032,080,676
これを次のとおり処分します。	
利 益 配 当 金 (1 株につき 4 円00銭)	230,144,596
役 員 賞 与 金 (うち 監 査 役 分)	28,000,000 (1,700,000)
次 期 繰 越 利 益	773,936,080

(注) 平成17年12月8日に172,612,158円(1株につき3円00銭)の中間配当を実施しております。

独立監査人の監査報告書

平成18年5月23日

関東電化工業株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 原 真 志 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 米 村 仁 志 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、関東電化工業株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第99期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書(会計に関する部分に限る。)及び利益処分案並びに附属明細書(会計に関する部分に限る。)について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
会計方針の変更に記載のとおり、会社は当営業年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用している。この変更は、同会計基準が当営業年度から適用されることとなったことに伴うものであり、相当と認める。
- (2) 営業報告書(会計に関する部分に限る。)は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書(会計に関する部分に限る。)について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第99期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告および説明を受け、計算書類および附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月25日

関東電化工業株式会社 監査役会

常勤監査役	青木敏彦 ⑤
常勤監査役	岡野元春 ⑤
監査役	中野克彦 ⑤
監査役	横山 誠 ⑤

(注) 常勤監査役青木敏彦、監査役中野克彦、監査役横山 誠は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当年度	前年度(ご参考)	科 目	当年度	前年度(ご参考)
	(平成18年3月31日現在)	(平成17年3月31日現在)		(平成18年3月31日現在)	(平成17年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	21,373	19,701	流動負債	23,400	22,655
現金及び預金	3,584	3,550	支払手形及び買掛金	6,809	6,715
受取手形及び売掛金	12,097	10,289	短期借入金	8,234	7,945
有価証券	49	49	1年以内に返済する長期借入金	3,714	4,270
たな卸資産	4,691	4,936	未払法人税等	1,068	449
繰延税金資産	415	352	その他	3,574	3,275
その他	584	552	固定負債	11,515	10,387
貸倒引当金	50	29	長期借入金	8,438	7,965
固定資産	28,952	27,023	繰延税金負債	537	34
有形固定資産	18,762	20,273	退職給付引当金	1,942	1,907
建物及び構築物	5,385	5,532	役員退職慰労引当金	313	319
機械装置及び運搬具	7,839	9,616	その他	285	160
土地	2,101	2,424	負債合計	34,916	33,043
建設仮勘定	1,375	971	(少数株主持分)		
その他	2,060	1,727	少数株主持分	432	332
無形固定資産	313	160	(資本の部)		
投資その他の資産	9,876	6,589	資本金	2,877	2,877
投資有価証券	9,258	5,802	資本剰余金	1,525	1,524
繰延税金資産	191	411	利益剰余金	7,332	7,805
その他	437	387	その他有価証券評価差額金	3,202	1,177
貸倒引当金	10	11	為替換算調整勘定	87	10
			自己株式	47	47
			資本合計	14,977	13,348
資産合計	50,326	46,724	負債、少数株主持分及び資本合計	50,326	46,724

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 年 度 (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)	前年度(ご参考) (平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで)
(経 常 損 益 の 部)		
営業損益の部		
売 上 高	38,735	34,827
売 上 原 価	28,296	25,661
販売費及び一般管理費	6,185	6,317
営 業 利 益	4,252	2,848
営業外損益の部		
営業外収益		
受取利息及び配当金	716	472
そ の 他	65	55
そ の 他	650	416
営業外費用		
支 払 利 息	538	410
支 払 利 息	302	325
そ の 他	235	85
経 常 利 益	4,430	2,911
(特 別 損 益 の 部)		
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	48	102
受 取 損 害 保 険 金	22	-
受 取 損 害 補 償 金	26	76
受 取 損 害 補 償 金	-	25
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	4,009	699
固 定 資 産 除 却 損	261	306
減 損 損 失	2,353	-
事 業 再 構 築 に 伴 う 損 失	1,394	393
税金等調整前当期純利益		
税金等調整前当期純利益	469	2,313
法人税、住民税及び事業税	1,223	782
法人税等調整額	740	11
少数株主利益	77	41
当期純利益又は当期純損失()	90	1,478

[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項]

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子法人等の数 5社

連結子法人等の名称 関電興産㈱ ㈱上備製作所 森下弁柄工業㈱ 関東電化KOREA㈱
台湾関東電化股份有限公司

台湾関東電化股份有限公司については重要性が増加したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めることとしました。

(2) 非連結子法人等の会社名

関東電化産業㈱ ㈱群馬鉄工所 カンデン渋川産業㈱ カンデン水島産業㈱

連結の範囲から除いた理由

非連結子法人等はいずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結子法人等はありません。また関連会社はありません。

持分法を適用しない非連結子法人等

関東電化産業㈱ ㈱群馬鉄工所 カンデン渋川産業㈱ カンデン水島産業㈱

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子法人等は、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子法人等の事業年度に関する事項

関東電化KOREA㈱及び台湾関東電化股份有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類を作成するにあたっては同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券 …………… 償却原価法(定額法)を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの …………… 連結決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品・主要原材料 …………… 主として総平均法による原価法を採用しております。

その他の原材料・貯蔵品 …………… 主として月別移動平均法による原価法を採用しております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 …………… 主として定額法を採用しております。

ただし、精密化学品部門の機械装置は定率法を採用しております。

無形固定資産 …………… 定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金 …………… 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づいて計上しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度より費用処理することとしております。

役員退職慰労引当金 …………… 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく基準額を計上しております。

(6) 連結計算書類の作成の基礎となった連結会社の財務諸表の作成にあたって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外子法人等の資産及び負債は、在外子法人等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7)重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(8)重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。ただし、ヘッジ会計の特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計期間にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金の利息

ヘッジ方針

主に、金融市場の金利変動リスクへの対応手段として、権限規程に基づき、ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップを利用し、ヘッジ対象に係る金利変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にしてその有効性判定を行っております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(9)消費税等の会計処理

税抜き方式を採用しております。

5. 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. 連結調整勘定

連結調整勘定は、5年間で均等償却しております。

[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更]

固定資産の減損に係る会計基準

当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これにより営業利益及び経常利益は290百万円増加し、税金等調整前当期純利益は2,049百万円減少しております。

[連結貸借対照表注記]

- | | |
|------------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 35,724百万円 |
| 2. 担保に供している資産 | |
| 有形固定資産 | 15,544百万円 |
| 投資有価証券 | 1,023百万円 |
| 3. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。 | |

[連結損益計算書注記]

- | | |
|----------------|-------|
| 1. 1株当たりの当期純損失 | 2円21銭 |
| 2. 減損損失 | |

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類
水島工場	基礎化学品 製造設備等	土地、建物、構築物、機械及び装置、 工具器具及び備品、建設仮勘定、その他

当社グループは管理会計上の区分を基礎として工場別に資産のグルーピングを行っております。

上記資産は、営業活動から生じるキャッシュ・フローがマイナスと見込まれるため全額を減損損失(2,353百万円)として特別損失に計上いたしました。

その内訳は、土地320百万円、建物及び構築物410百万円、機械装置及び運搬具1,503百万円、その他119百万円です。

なお、回収可能価額の算定は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能価額は零と算定しております。

3. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成18年5月23日

関東電化工業株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 原 真志 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 米村仁志 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、関東電化工業株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第99期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い関東電化工業株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

なお、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は当営業年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用している。この変更は、同会計基準が当営業年度から適用されることとなったことに伴うものであり、相当と認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第99期営業年度の連結計算書類(連結貸借対照表および連結損益計算書)に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等および会計監査人から報告および説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成18年5月25日

関東電化工業株式会社 監査役会

常勤監査役	青木敏彦	印
常勤監査役	岡野元春	印
監査役	中野克彦	印
監査役	横山誠	印

(注) 常勤監査役青木敏彦、監査役中野克彦、監査役横山 誠は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 第99期利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類(14頁)に記載のとおりであります。

利益処分につきましては、株主への適正な利益還元を第一義と考へ、業績の推移を勘案しながら、企業体質の強化を図りつつ安定した配当を継続することを基本方針としております。

当期は純損失となりましたが、これは、渋川工場ソーダ電解事業撤退に伴う「事業再構築に伴う損失」および水島工場基礎化学品事業の「減損損失」を特別損失に計上したことによるものであり、当期の利益配当金につきましては、上記の方針に従い、1株につき4円とさせていただきますと存じます。これにより、すでにお支払いしております中間配当を加えた1株当たりの年間配当金は、前期同様、7円となります。

また、役員賞与金につきましては、前期より400万円減額し、期末時の取締役11名および監査役4名に対し、2,800万円(うち監査役分170万円)を支給したいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

(1)変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が施行されたことに伴う主要な変更は、以下のとおりであります。

ア 当社の定款には、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨の定めがあるのみなされているため、変更案第4条(機関)を新設するものであります。

イ 当社の定款には、株式に係る株券を発行する旨の定めがあるのみなされているため、変更案第7条(株券の発行)を新設するものであります。

ウ 当社の定款には、名義書換代理人は株主名簿管理人に変更される旨の定めがあるのみなされているとともに、新たに新株予約権原簿に関する事務を委託することとなるため、現行定款第9条(名義書換代理人)を変更するものであります。

エ 単元未満株主の管理効率化を図ることを目的として、単元未満株式についての権利を制限するため、変更案第9条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

オ 株主総会参考書類等の一部をインターネットで開示することにより、書面による提供の省略を可能にするため、変更案第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

カ 取締役会の書面決議が可能になったことに伴い、取締役会が緊急時に開催する必要性が生じたときに臨機応変な対応を図るため、変更案第25条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。

キ 補欠監査役選任決議の効力を監査役の任期にあわせ4年とするため、変更案第32条(補欠監査役選任決議の効力)を新設するものであります。

ク 社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間で責任限定契約を締結することを可能にするため、変更案第37条(社外監査役の責任免除)を新設するものであります。

当社の英文会社名表記を新たに定めるため、現行定款第1条(商号)を変更するものであります。「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号)が施行されたことに伴い、公告の周知性向上を目的として、公告方法をインターネットのホームページ上に掲載する電子公告に変更するため、現行定款第4条(公告の方法)を変更するものであります。

かねてより取締役の員数削減をすすめてきたことから、取締役の員数枠を適正かつ合理的な水準にするため、現行定款第17条(員数)を変更するものであります。

買収防衛策の導入を株主総会決議事項とするため、変更案第18条(買収防衛策の導入)を新設するものであります。なお、変更案第18条第3項は、当社株式等の買付行為により株主全体の利益が著しく損なわれることが明らかであるときに限り、取締役会は、同条第1項に定める株主総会の決議(第3号議案を承認する決議を含む)を経ずに、株主全体の利益が損なわれることを防止するための措置を講じることができることを規定するものです。

変化の激しい経営環境下において、取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を確立することを目的として、取締役の任期を1年に短縮するため、現行定款第19条(任期)を変更するものであります。

社外取締役としての適任者を招聘、登用し、その期待される役割を十分に発揮できるように、社外取締役との間に責任限定契約を締結することを可能とするため、変更案第28条(社外取締役の責任免除)を新設するものであります。なお、変更案第28条の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

取締役の任期を1年にする定款規定をおくことに伴い、剰余金の配当等の決定に係る権限を取締役に委譲することができ、これにより配当政策の選択肢を確保するため、変更案第39条(剰余金の配当等の決定機関)を新設するものであります。

上記のほか、表現の明確化を図るための文言の整備、会社法等の施行に基づく必要な規定の加除・修正・移設および規定の新設に伴う条数の繰り下げを行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行	変 更 案
定 款	定 款
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号)	(商号)
第1条 当社は関東電化工業株式会社と称する。	第1条 当社は、関東電化工業株式会社と称し、 <u>英文では、KANTO DENKA KOGYO CO., LTD.</u> と表示する。
(目的)	(目的)
第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 苛性ソーダ、塩素および塩素化合物、水素および水素利用製品その他これらに関連する工業品、医薬品ならびにその副産物の製造および販売	(1) 苛性ソーダ、塩素および塩素化合物、水素および水素利用製品その他これらに関連する工業品、医薬品ならびにその副産物の製造および販売
2. 弗素および弗素化合物ならびにこれらに関連する製品の製造および販売	(2) フッ素およびフッ素化合物ならびにこれらに関連する製品の製造および販売
3. 石油化学製品ならびにこれらに関連する製品の製造および販売	(3) (現行どおり)
4. 鉄酸化物ならびにこれらに関連する製品の製造および販売	(4) (現行どおり)
5. 磁性材料および電子材料の製造および販売	(5) (現行どおり)
6. 粉末合金およびその成型品の製造および販売	(6) (現行どおり)
7. 農産品、水産品の化学的処理による製品の製造および販売	(7) (現行どおり)
8. 前各号に附帯関連する一切の事業	(8) (現行どおり)

現 行	変 更 案
<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。</p> <p>(新 設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p>	<p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p>
<p>(株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は2億株とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 第7条 当社の1単元の株式の数は1,000株とする。 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下単元未満株式という)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについては、この限りでない。</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、2億株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は1,000株とする。 2 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p>
<p>(新 設)</p> <p>(株券の種類) 第8条 当社の発行する株券の種類は取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(名義書換代理人) 第9条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定しこれを公告する。 当社の株主名簿、実質株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人</p>	<p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿および株券喪失登録簿の</p>

現 行	変 更 案
<p>事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ当会社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当会社の株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎決算期現在の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その期の定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。</p> <p>本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、権利を行使することができる株主または質権者とする。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>社長欠員または事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順位により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(決議方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがあるものを除き出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株</p>	<p>作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1</p>

現 行	変 更 案
<p>主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主またはその法定代理人が代理人により議決権を行使しようとするときは、当会社の議決権を行使することができる株主に限りこれを委任することができる。</p> <p>前項の場合には代理権を証する書面を当会社に提出することを要する。</p> <p>代理権の授与は各総会ごとにしなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果は議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役が署名または記名捺印してこれを10年間本店に、その謄本を5年間支店に備置く。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当会社の取締役は18名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。</p> <p>取締役の選任については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数でこれを行う。</p> <p>取締役の選任決議については、累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>増員として選任された取締役または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(買収防衛策の導入)</p> <p>第18条 買収防衛策の導入は、株主総会において決定する。</p> <p>2 前項に定める買収防衛策の導入とは、当会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして、不適切な者によって当会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当会社の発行する株式その他の権利の買付行為に関して、当該買付けを行う者が遵守すべき手続を当社が定めることをいう。</p> <p>3 第1項にかかわらず、当会社の発行する株式その他の権利の買付行為により、株主全体の利益が著しく損なわれることが明らかであるときには、取締役会は、株主全体の利益が損なわれることを防止するための措置を講じることができる。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は、12名以内とする。</p> <p>(選任および解任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任および解任する。</p> <p>2 取締役の選任決議および解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p>

現 行	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 <u>取締役会の決議をもって取締役中より当社を代表すべき代表取締役若干名を定めることができる。</u></p> <p><u>取締役会の決議により会長、社長各1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会およびその招集者、議長)</p> <p>第21条 <u>取締役は取締役会を構成し、取締役会は会社の業務執行を決定する。</u></p> <p><u>取締役会は社長これを招集し、社長欠員または事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順位により他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p><u>取締役会の議長は会長これにあたり、会長欠員または事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順位により他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(招集の通知)</p> <p>第22条 <u>取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときはこの限りでない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(決議方法)</p> <p>第23条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってこれを決する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(議事録)</p> <p>第24条 <u>取締役会の議事については議事録を作成し、出席した取締役および監査役が署名または記名捺印して、これを10年間本店に備置く。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(報酬)</p> <p>第25条 <u>取締役の報酬および退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって会長、社長各1名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 (第1項 削除)</p> <p><u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集する。社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集する。</u></p> <p>2 <u>取締役会の議長は会長がこれにあたり、会長に欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会の議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 <u>当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 <u>取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(社外取締役の責任免除)</p> <p>第28条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p>

現 行	変 更 案
<p>(員数) 第26条 当会社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(選任) 第27条 監査役は、株主総会においてこれを選任する。 監査役の選任については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数でこれを行う。</p> <p>(任期) 第28条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役会およびその招集者) 第29条 監査役は監査役会を構成し、監査役会は法令に定める事項の他、監査役の職務の執行に関する事項を決定する。 監査役会は、各監査役がこれを招集する。</p> <p>(招集の通知) 第30条 監査役会招集の通知は、各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、監査役全員の同意があるときはこの限りでない。</p> <p>(新 設)</p> <p>(決議方法) 第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めあるものを除き、監査役の過半数をもってこれを決する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(議事録) 第32条 監査役会の議事については議事録を作成し、出席した監査役が署名または記名捺印して、これを10年間本店に備置く。</p> <p>(報酬) 第33条 監査役の報酬および退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(員数) 第29条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第30条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(補欠監査役選任決議の効力) 第32条 補欠監査役選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査役会の招集通知) 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査役会規程) 第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(削 除)</p> <p>(報酬等) 第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外監査役の責任免除) 第37条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令</p>

現 行	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 決 算</p> <p>(決算期) 第34条 当社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、3月31日を決算期とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(利益配当) 第35条 利益配当金は毎決算期現在の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>(中間配当) 第36条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下中間配当という)をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第37条 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満5年を経過したときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。 前項の利益配当金等には利息をつけない。</p>	<p>が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第38条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第39条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(配当金の除斥期間) 第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 2 前項の配当財産が金銭である場合には利息をつけない。</p>

第3号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の件

当社は、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方」について、後記（1）の基本方針（以下「本基本方針」といいます。）を採用すること、ならびに本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する方策を検討してまいりました。かかる検討の結果、上記防止策の具体化として、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）（以下「本対応方針」といいます。）の承認をお願いするものであります。

本対応方針の目的は、株主全体の利益を確保するため、当社株券等の大規模買付行為に関して株主の皆様が適切に判断できるよう十分な情報と検討する時間を確保することにあります。

なお、大規模買付行為とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）をいいます。

本対応方針に対しまして、当社監査役4名はいずれも、本対応方針の具体的な運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べております。

注1：特定株主グループとは、

(i) 当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等）をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または、

(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等）をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）

を意味します。

注2：議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合）をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）を加算するものとします。または、

(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合）をいいます。）の合計をいいます。

各株券等保有割合および各株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方についての基本方針

当社は、経営方針として、「会社の永遠の発展を追求し、適正な利益を確保することにより、株主、ユーザー、従業員と共に繁栄する企業を目指して豊かな社会づくりに貢献する。これを実現するために、当社独自の技術と心のかもったサービスでユーザーの期待に応え、誠意・創造性・迅速な対応・自然との調和をモットーに信頼される関東電化を築き上げる。」ことを掲げております。つまり、当社は、

「企業価値を高めるとともに豊かな社会づくりに貢献する。」ことを企業目標にしており、規模は大きくなくとも、今後も社会的に有用な存在でありつづけたいと考えております。また、当社取締役会は、このような経営方針に則って経営することが、株主の皆様にとっても最善であると考えております。

当社が上記の企業目標を実現するためには、地道な研究活動から生み出される「当社独自の技術」が必要であり、その土台として、「人を大切に作る企業風土」と「まじめで誠実な従業員」が不可欠であると考えます。また、当社は、もの作りの会社として茨川と水島に工場を有しておりますが、周辺地域の住民の方々のご理解とご支援なしには「当社独自の技術」を生かすことはできません。さらに、長年お取引をいただいている会社を中心にユーザーの皆様が当社製品を利用し、社会的に有用な製品を製造・販売されております。このように、当社の企業目標の実現については、さまざまなステークホルダーの皆様を支えられております。当社取締役会といたしましては、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者」は、上記の企業目標を理解し、ステークホルダーの皆様と良好な関係を築くことができる者であることが好ましいと考えております。

他方、株主の皆様におかれましては、企業活動に必要な資金を提供していただくとともに、議決権の行使によって、当社取締役を選任していただいております。また、当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を認めております。従いまして、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者」を誰にするかは、最終的には株主の皆様のご意向が反映されるべきものと考えます。そして、その判断のためには、大規模買付行為に関する十分な情報と検討する時間が必要と考えます。

従って、株主の皆様が判断するための十分な情報と時間を提供しない「大規模買付者」は、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者」として不適切であると考えます。

(2) 大規模買付ルールの必要性

以上の基本方針に照らし、大規模買付者が現れた場合、当社取締役会は、株主の皆様判断のために、大規模買付行為に関する情報が提供された後、これを評価・検討し、当該大規模買付行為に対する取締役会としての意見を取りまとめ開示します。また、必要に応じて、大規模買付者と交渉したり、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

当社の事業は、半導体・液晶向けのフッ素系特殊ガス等からなる精密化学品事業部門、ソーダ電解とその誘導品を中心とした基礎化学品事業部門および設備工事等のその他事業部門を展開しております。当社の経営には、昭和13年の会社設立以来蓄積された専門技術・ノウハウに対する理解が不可欠であり、とりわけ、高純度のフッ素を効率よく大量に発生させるフッ酸電解技術、および、電池材料、液晶材料、医薬業等幅広い応用分野を持つフッ素関連技術についての知識が必要であります。また、国内外の顧客・取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係に対する十分な理解も不可欠です。これらに関する十分な理解がなくては、株主の皆様が、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。当社は、当社株式の適正な価値を株主の皆様や投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか、また、その他の要素を考慮して当社株式を継続保有すべきかどうか、を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付行為が当社に与える影響や、当社の企業目標に対する理解、当社の従業員、関係会社、顧客および取引先等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に、株主の皆様判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきである、と

いう結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで、大規模買付行為に対する意見を形成し公表いたします。さらに、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と当社取締役会が代替案を提示した場合には、その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を与えられることとなります。

このようなルールの設定については、裁判所においても「経営支配権を争う敵対的買収者が現れた場合において、取締役会において、当該敵対的買収者に対し事業計画の提案と検討期間の設定を求め、当該買収者と協議してその事業計画の検討を行い、取締役会としての意見を表明するとともに、株主に対し代替案を提示することは、提出を求める資料の内容と検討期間が合理的なものである限り、取締役会にとってその権限を濫用するものとはいえない」と判示され、その正当性は認められているところで（東京地方裁判所平成17年7月29日決定）。

以上の次第により、当社取締役会は、大規模買付行為が、上記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社および当社株主全体の利益に合致すると考え、株主の皆様のご承認を得たうえで、以下の内容の事前の情報提供に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定したいと存じます。

（3）大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定したいと考える大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後、大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様との判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

大規模買付者およびそのグループの概要（大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

大規模買付行為の目的および内容

当社株式の取得対価の算定根拠および取得資金の裏付け

当社の経営に参画した後、想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととし、当社は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様との判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）

す。)として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は独立の外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(4)大規模買付行為が為された場合の対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社取締役会としての考えを株主の皆様提示するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとれません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、本対応方針の採用とは別に、当該大規模買付行為が明らかに濫用目的によるもの(注4)と認められ、その結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社株主全体の利益を著しく損なうと判断される場合には、取締役の善管注意義務に基づき、当社取締役会は当社株主の皆様利益を守るために適切と考える方策をとる(注5)ことがあります。

注4：濫用目的によるものとは、

例えば、大規模買付者が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を釣り上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合、会社経営を一時的に支配して当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合、会社経営を支配した後に、当該会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合、会社経営を一時的に支配して当該会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合、などを想定しています。

注5：当社株主の皆様利益を守るために適切と考える方策をとるとは、

本対応方針の採用の有無にかかわらず、(注4)に例示したような濫用目的による大規模買付行為に対し、当社株主全体の利益が損なわれることを防止するために、取締役の善管注意義務に基づき当社取締役会が判断して例外的に対応するものでありますが、その際の判断の客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、独立の外部専門家等の助言を得ながら当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的な内容(目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等)や、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を検討したうえで判断します。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社および当社株主全体の利益が損なわれることを防止するために、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として

株主に対する無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は(8)に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための仕組み

本対応方針においては、(4) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとらず、(4) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、対抗措置をとる場合がある、という形で対抗措置発動にかかる客観的な要件を設定しておりますが、さらに、本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するためのチェック機関として、特別委員会を設置します。特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役、ならびに弁護士等の社外有識者の中から取締役会が選任します。

当社取締役会が(4)の(注5)に記載のとおり例外的対応をとる場合、および(4)に記載のとおり対抗措置をとる場合など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必要に応じ特別委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

(5)株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記(4)において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社および当社株主全体の利益が損なわれることを防止するために、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上当社株主の皆様(大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。)が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行についての当社株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

新株予約権の発行につきましては、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、

名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の基準日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

〔6〕大規模買付ルールの変更等

大規模買付ルールの変更または廃止については、当社株主総会の決定によるものとします。ただし、法令または証券取引所等の定める規則の改正または解釈の変更その他の事情により、客観的に変更の必要があると当社取締役会が判断する場合には、取締役会の決定により、大規模買付ルールを変更することができるものとします。

〔7〕大規模買付ルールの適用開始と有効期限

本対応方針は、本総会の決議をもって同日より発効することとし、その有効期間は、本総会の決定の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時に至るまでとします。ただし、本総会の決定の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会において、本対応方針の存続が決定された場合は、当該株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時に至るまで延期されるものとします。

〔8〕新株予約権概要

新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(ただし、当社の所有する当社普通株式を除きます。)1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てます。

新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式数から当社普通株式の発行済株式(当社の所有する当社普通株式を除きます。)の総数を減じた株式数を上限とします。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とします。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とします。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがあります。

新株予約権の発行価額

無償とします。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(払込みをなすべき額)

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(払込みをなすべき額)は1円以上で当社取締役会が定める額とします。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要します。

新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者(ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除きます。)に行使を認めないこと等を行使の条件として定めます。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとします。

新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとします。なお、取得条項については、上記の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、その者に対して新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める数の株式を交付することができる旨の条項を定めることがあります。

第4号議案 取締役11名選任の件

取締役全員(11名)は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、本總會終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
1	みずのまさお 水野正雄 (昭和13年2月8日生)	昭和35年4月 当社入社 昭和60年10月 当社総務部長 昭和63年7月 当社総務部長兼人事部長 平成元年6月 当社取締役総務部長兼人事部長 平成6年6月 当社常務取締役 平成9年6月 当社代表取締役社長 平成15年6月 当社代表取締役会長 現在に至る	37,000株
2	とみたよしお 富田芳男 (昭和18年2月22日生)	昭和40年4月 当社入社 平成5年10月 当社営業本部ファイン営業第2部長 平成9年6月 当社取締役営業本部ファイン営業第2部長 平成11年6月 当社取締役営業本部副本部長兼ファイン営業第2部長 平成13年6月 当社常務取締役 平成15年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	20,000株
3	いとうまさあき 伊藤正明 (昭和17年9月29日生)	昭和40年4月 当社入社 平成6年6月 当社人事部長 平成7年6月 当社取締役人事部長 平成11年6月 当社取締役人事総務部長 平成13年6月 当社常務取締役 平成17年6月 当社専務取締役 (経営企画部管掌、人事総務部、資材部担当) 現在に至る	23,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
4	あん ひで き 安藤 秀樹 (昭和18年11月6日生)	昭和43年 4月 当社入社 平成 6年10月 当社渋川工場第3製造部長 平成13年 6月 当社取締役渋川工場長 平成15年 6月 当社常務取締役 平成17年 6月 当社専務取締役 (技術本部長、新製品開発本部長) 現在に至る	12,000株
5	やま くち たかし 山口 尚 (昭和18年2月5日生)	昭和42年 4月 朝日生命保険相互会社入社 平成 6年 4月 同社法人本部企業保険管理部長 平成 7年 4月 同社個人融資部長 平成 8年 4月 同社財務部長 平成 9年 7月 あおば生命保険株式会社社長 平成11年 7月 朝日生命保険相互会社常勤監査役 平成13年 6月 当社常務取締役 (経理財務部、情報システム部担当) 現在に至る	16,000株
6	おか の けん いち 岡野 建一 (昭和23年2月13日生)	昭和45年 4月 株式会社第一銀行入行 平成 9年 1月 株式会社第一勧業銀行八重洲口支店長 平成10年 6月 同行情報開発部長 平成11年 5月 当社入社、顧問 平成11年 6月 当社取締役営業本部ファイン営業第3部長 平成13年 6月 当社取締役営業本部精密化学品第1部長 平成15年 6月 当社取締役営業本部副本部長兼精密化学品第1部長 平成16年 4月 当社取締役営業本部副本部長兼基礎化学品部長兼精密化学品第1部長 平成16年 7月 当社取締役営業本部副本部長兼基礎化学品部長 平成17年 6月 当社常務取締役 (営業本部長) 現在に至る	7,000株
7	すぎ うら きよし 杉浦 清 (昭和20年4月28日生)	昭和43年 4月 当社入社 平成11年 6月 当社経理部長 平成13年 6月 当社取締役経理部長 平成17年 6月 当社常務取締役 (経営企画部担当、経営企画部長) 現在に至る	10,040株
8	なり た かおる 成田 馨 (昭和22年5月6日生)	昭和45年 4月 当社入社 平成 9年 6月 当社水島工場製造部長 平成13年 6月 当社渋川工場第3製造部長 平成15年 6月 当社取締役渋川工場長 現在に至る	5,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
9	やま した し ろう 山下 史朗 (昭和22年8月18日生)	昭和45年4月 当社入社 平成12年7月 当社水島研究所長 平成14年4月 当社新製品開発本部新製品開発推進部長 平成15年6月 当社取締役新製品開発本部新製品開発推進部長 平成17年6月 当社取締役営業本部副本部長兼精密化学品第3部長 現在に至る	6,000株
10	かわ た おき ほ 川田 秋穂 (昭和26年2月20日生)	昭和50年4月 当社入社 平成13年6月 当社水島工場製造部長 平成14年7月 当社水島工場次長兼製造部長 平成15年6月 当社取締役水島工場長 現在に至る	6,000株
11	こう げん 高 原 (昭和28年12月3日生)	平成11年4月 当社入社 平成14年4月 当社新材料研究所長 平成17年6月 当社取締役新製品開発本部研究・知的財産部長兼新材料研究所長 現在に至る	1,000株

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

会社法において補欠監査役を選任することができることとされたことから、監査役の員数を欠けた場合においても監査業務の継続性を維持するため、社外監査役中野克彦氏および横山 誠氏の補欠の社外監査役として、川俣尚高氏の選任をお願いするものであります。

なお、川俣尚高氏の選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

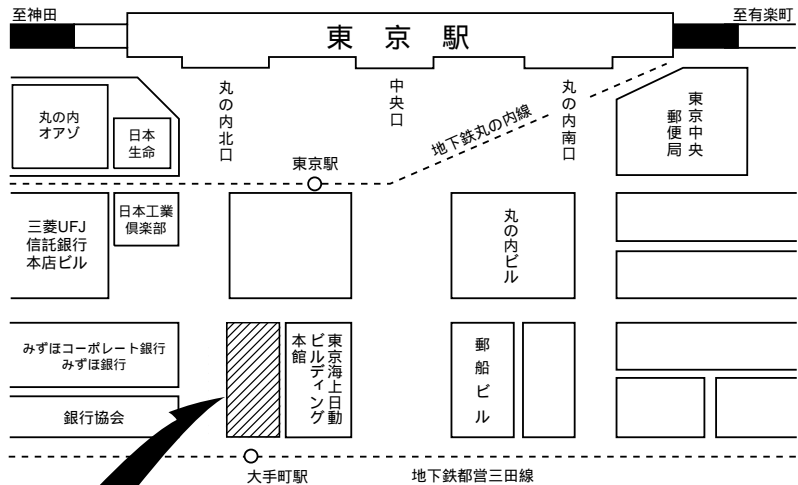
氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
かわ また なお たか 川俣 尚高 (昭和40年5月1日生)	平成6年4月 弁護士登録 平成6年4月 丸の内総合法律事務所入所 現在に至る	0株

(注) 川俣尚高氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の候補者であります。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区丸の内一丁目2番1号 東京海上日動ビルディング新館11階（当社本店会議室）



東京海上日動ビルディング新館